

## 総務部

中学校で「独占禁止法教室」を開催  
～市場における競争の重要性を学ぶ～

公正取引室は、経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割等について理解してもらうため、去る10月28日（水）と29日（木）の両日にかけて那覇市立那覇中学校の3年生を対象に「独占禁止法教室」を開催しました。

私たちは、独占禁止法が禁止しているカルテルや入札談合といった取締りのニュースや記事をよく目にすることがあります、中学生にとって独占禁止法の役割について学ぶ機会はなかなかありません。こうした中、公正取引委員会及び公



正取引室は、将来、社会人として経済活動に参加する中学生などに対し、早い段階で独占禁止法などの役割を理解してもらうため、全国各地の中学校等に職員を派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

那覇中学校では241名の生徒が、「市場経済」、「競争」、「独占」、「カルテル」といったキーワードをもとに、生徒が販売店役と消費者役に分かれて、販売店同士が値引きや粗品を進呈するなどの販売店同士が競争をすることによって消費者にどのようなメリットがあるのか、また、どのような事をすると法律違反になるのかなどについて、ゲームや身近な事例を通して競争の重要性や独占禁止法などの役割について学習しました。

また、一部の生徒が審査官役となって行われた独占禁止法に違反する疑いのあ

る企業に対する立入検査と関係者からの事情聴取の実演では、カルテルの疑いのある企業の社長と当室の審査官との緊迫したやりとりに、生徒たちも身を乗り出して聞いていました。生徒からは「なぜ、私的独占やカルテルをやってはいけないかがよく分かった」、「実演を通して公正取引委員会の仕事を理解することができた」などの感想が寄せられました。

なお、独占禁止法教室への講師派遣のご要望がありましたら、お気軽に当室までご連絡ください。

## ○独占禁止法教室に関する問い合わせ

公正取引室

内閣府沖縄総合事務局総務部

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館6階

TEL098-866-0049

## 財務部

## 国有財産沖縄地方審議会を開催



11月30日（月）、第28回国有財産沖縄地方審議会（会長：竹下勇夫）が、那覇第2地方合同庁舎会議室で開催されました。沖縄総合事務局長から「豊見城市に対し、財務省所管普通財産を瀬長島地区公園事業用地（サンセットパーク）として売払い及び無償貸付すること」について諮問が行われ、審議された結果、諮問どおり処理することが適当である旨の答申がありました。

豊見城市は、瀬長島の南西側海岸沿いに位置する国有地（13,924.40m<sup>2</sup>）について、既存の公園（サンセットパーク）に編入し、駐車場、植栽、遊歩道を整備する計画を策定しており、当該国有地の取得を要望しておりました。

当局としても、公用・公共用優先の観点から本財産を豊見城市的公園用地とし



て有効に活用するために処分することは適当であるとして、諮問を行ったものです。なお、委員から、「豊見城市は、駐車場等の整備については瀬長島全体の利用計画の中で検討していただきたい」旨の意見が出されました。

今後は、豊見城市に対して当該国有地の3分の1を時価売払、3分の2を無償貸付により処理することにより、公園として整備が図られ、県民の憩いの場として有効に活用されることとなります。

## 財務部 「疑わしい取引」の届出研修会を開催

Zaimubu

11月6日(金)、那覇第2地方合同庁舎において県内各金融機関(地域銀行、信用金庫、労働金庫)の担当者を対象に、「疑わしい取引」の届出についての研修会を開催しました。

「疑わしい取引」の届出制度は、マネーローンダリングを防止するための対策の一つであり、金融機関等から犯罪収益に係る取引に関する情報を集めて捜査に役立てることを目的とする制度ですが、他方で、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関や金融システムの健全性及びこれらに対する信頼を確保しようとする制度でもあります。

当日は、警察庁刑事局組織犯罪対策部折田課長補佐から、「疑わしい取引」の届出状況や業態別の届出理由、「疑わしい取引」に関する情報の犯罪捜査等への具体



的な活用方法について、また、金融庁監督局総務課井上係長からは、「疑わしい取引」の届出を行う際の留意事項等について説

明が行われ、参加者は熱心に聞き入っていました。

## 財務部 「金融検査マニュアル別冊」説明会を開催

Zaimubu

中小企業者が金融機関から資金をスムーズに調達できるようにするために、財務部では、中小企業の特性に留意した

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の説明会を実施しています。

今年度は、税理士・公認会計士で組織

するTKC会員が行うセミナーを中心に説明会を実施することとしており、第1弾として11月6日に石垣市の税理士事務所が主催する中小企業者向けセミナーにおいて説明会を行いました。

説明会では、中小企業が金融機関から高く評価され資金がスムーズに調達できるためのポイントについて事例を紹介しながら説明を行うとともに、中小企業の資金繰り支援のために金融庁が昨年から見直しを進めている貸出条件の緩和措置についても説明を行いました。

当日は37名の中小企業の方々が参加し、説明に熱心に聞き入っていました。参加者からは「これから資金調達に役立てる」「これからもこのような説明会を開催してほしい」といった意見が聞かれました。



## 経済産業部

# 新エネルギー事業導入促進セミナー開催

Keizaisangyo

新エネ百選や次世代エネルギーパークの推進等、管内ではエネルギーと環境に関する取組が数多く行われています。

そのような中、沖縄本島北部地域の活性化に向けて、「新エネルギー事業導入促進セミナー・イン名護市」と銘打ち、セミナーが開催されました。

当局とNEDO九州支部が、名護市等との共催で、11月30日(月)名護市民会館において開催いたしましたが、基調講演として東京工業大学統合研究院教授 柏木孝夫氏から「新政権下で加速される新エネルギー政策」と題し、ご講演いただきました。

当日参加された方からは、最新の内容で興味深かった等の意見がアンケートに寄せられました。

当部からは、「我が国のエネルギー情勢」の講演と共に、「次世代エネルギーパーク」認定地域等から3地域(福岡県大木町、沖縄県宮古島市、沖縄県糸満市)の新エネ導入事例報告を行いました。

セミナー会場内には、「新エネ百選」パネルを展示し、120名の参加者に新エネ事業への関心を高めていただきましたが、各自治体の真剣に取り組む姿勢が伝わり、非常に意義深いセミナーとなりました。

「新エネルギー事業導入促進セミナー・イン名護市」  
新エネルギー利用による沖縄本島北部地域の活性化に向けて  
主催：沖縄社会基盤整備機構、沖縄県、名護市、大木町、宮古島市、糸満市  
実行委員会：新エネルギー促進会議沖縄本島北部支部



名護市長のご挨拶の様子

翌12月1日(火)には、現地研修会として、楚州風力発電所(1800KW×2基)の視察も行われ、新エネルギー導入に関する理解を深めていただきました。

## 開発建設部

# 那覇港海底わくわくウォーク(那覇港沈埋トンネル一般開放)開催

Kahatsukenseis

平成21年11月21日(土)及び22日(日)の2日間にわたり那覇港湾・空港整備事務所にて建設中の那覇港沈埋トンネル内で那覇港海底わくわくウォークを開催いたしました。当該トンネルは、臨港道路空港線として整備しているもので、那覇港と背後都市や那覇空港との輸送を強化することを目的に平成8年から工事を着手しており、平成22年度末の供用開始を予定しています。供用開始後は自動車専用道路となることから、一般歩行者の通行はできなくなるため、供用開始前にトンネル内を広く一般に開放すること

になりました。一般開放に先立ち、初日には一般開放開始式が執り行われ、竹澤正明沖縄総合事務局長の挨拶に始まり、下地幹郎衆議院議員、糸数慶子参議院議員、喜納昌吉参議院議員、島尻安伊子参議院議員及び仲井眞沖縄県知事の来賓挨拶のあと、小学生9名を含む18名でテープカットのセレモニーが執り行われました。その後、若狭小学校の音楽部による演奏をバックに、ウォーキングが開始され、式典参加者がトンネル内を一斉に歩き出しました。2日間の来場者数は、予想を大幅に上回る総勢9156人で、各

自それぞのペースでトンネル内のウォーキングを楽しんだり、トンネル内に設置されている工事内容のパネルや模型及び工事の記録映像を鑑賞し、熱心に説明スタッフに質問するなど当該施設の役割、重要性を認識していました。来場者は一様に「すごい」、「大きい」、「すばらしい」と感動していました。



**【臨港道路空港線】**  
ルート：若狭IC～那覇水路～空港IC  
延長：3km  
(トンネル部：724m)  
車線数：6車線(片側3車線)



## 開発建設部

## 大保ダムで2009「森にまなぼう」プロジェクト in 大宜味村を開催

kaihatsukensetsu

平成21年11月1日(日)に北部ダム事務所が大宜味村の大保川で建設を進めていた大保ダムで2009「森にまなぼう」プロジェクト in 大宜味村(主催:「森にまなぼう」プロジェクト大宜味村実行委員会)が開催され、村内外から約500名の参加者を集め植樹祭などが行われました。

同プロジェクトは2006年から国頭村で行われてきましたが、今回は大宜味村での開催となり、「水資源保全と地球温暖化防止活動の一環として、次世代を担う子どもたちに自然保護の大切さを、植樹・育樹を通して体験する機会を提供し、環境教育の推進を図る。また、大保ダム建設事業に伴い、北部ダム事務所との連携により、地区内へ大宜味村の特色を活かした植樹を行い、環境、観光、教育プログラムに繋げる取組とする。」ことを趣旨として開催されたものです。

当日は時折強い雨が降る中、くわやスコップを使ってサプライズゲストのサッカー元日本代表の中田英寿さんらとともに、大宜味村の村木であるシークワーサーやツバキ500本を植樹しました。記念植樹の後は、水資源の保全と地球温暖化を題材としたエコロジーキズ大会や子供たちと5名のサッカー元日本代表とのミニサッカーゲームなどが行われました。ミニサッカーゲームでは、ハイレベルの技に歓声が上がり、子供たちの一生懸命なプレーに拍手が送られていました。

現在、大保ダムでは、来年度の完成を目指しダムの安全性などを最終確認するため試験的にダムに水を貯めているところですが、並行してダム周辺では、工事ヤード跡地を利用した芝生広場やビオトープなどの環境整備を進めているところです。ダムが完成した暁には、水源地域の方々と連携を



団り、ダム湖を中心とするこれらダム周辺のオープンスペースの活用を進め、今回のプロジェクトのような地域の活性化に繋がる取組を積極的に応援していきたいと考えています。

## 開発建設部

## 国道331号南城市佐敷地区において「道路の交通安全点検」を実施

kaihatsukensetsu

南部 国道事務所では、国道331号南城市佐敷地区の改良事業を実施するにあたり、地元住民等の声を事業へ反映させるた



めに、平成21年11月25日に地元自治会や馬天小学校職員及びPTA、南城市、与那原警察署の関係者と協働で津波古交差点から新里南交差点までの約1.6kmの区間



地元住民と点検している様子

において徒歩による「道路の交通安全点検」を実施しました。

今回の安全点検実施区間は、歩道幅員が狭隘な箇所や右折帯が設置されていない交差点があり、地元からも交通安全性の向上、交通渋滞の緩和、沿道環境の改善を図るために道路改良の早期実現についての要請が寄せられています。

また、去る平成21年6月22日には、路線バスと自転車との接触事故が発生し、小学生が犠牲になっております。

安全点検後の意見交換会において、参加者から、①歩道幅員を広くしてほしい、②視認性の悪いカーブを改善してほしい、③歩道が途切れている箇所に危険周知の標識を設置してほしい等の要望をいただきました。安全点検でいただいた要望等については、内容を精査し、対応可能な要望については、今後の改良事業へ反映させたいと考えております。

## 運輸部 「沖縄本島地域タクシー適正化活性化協議会」を開催

Unyubu

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」が、平成21年10月1日に施行されました。この法律に基づき、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域として、沖縄本島地域を含む全国141地域が、「特定地域」として指定されました。特定地域においては、地域の関係者により組織される協議会が「地域計画」を作成し、タクシー事業の適正化・活性化の推進に向けて総合的・一体的に取り組むこととし、タクシー事業者は、「地域計画」に即してタクシー事業の適正化・活性化に資する取組を実施するための「特定事業計画」を作成することとしており

ます。

これを踏まえ、去る10月27日に、「沖縄本島地域タクシー適正化活性化協議会（会長：勝山潔沖縄総合事務局運輸部長、事務局長：金城宏孝（社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会会長）」が開催されました。会議では、沖縄総合事務局運輸部より、沖縄本島地域におけるタクシー事業の現状と問題点について説明があった後、各委員より、様々な意見が出され、活発な議論が行われました。今後、「地域計画」の作成等に向け、数回開催され



る予定となっており、作成された「地域計画」及び「特定事業計画」に基づき、タクシー事業の適正化及び活性化に資する取組が実施されることとなります。

## 運輸部 平成21年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施

Unyubu

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

このため、陸・海にわたる輸送機関等について、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダ

ーシップの下での自主点検等を通じた安全性の向上を図るため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を平成21年12月10日から平成22年1月10日まで実施しました。

沖縄総合事務局運輸部では、今年度の重点点検事項を①事故・事件等発生時の

乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制整備・構築状況、②危険物輸送及び乗客による危険物の持込みを管理するための体制整備状況、③テロ防止のための警戒体制及びテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況（特に近年新たに講じたもの）、④旅客等及び職場における新型インフルエンザ感染防止体制の整備状況とし、点検時に特に留意することとしました。

具体的には、モノレール、バス、タクシー、トラック及びターミナル事業者等陸上交通関係、旅客定期航路事業者等船舶関係、政府登録ホテル等宿泊施設関係及び第一種旅行業者に対して、自主点検を適切に実施するよう指導を行ったほか、期間内に職員による立入検査も同時に実施し、点検において発見された不備事項については、早急な改善を指示・指導しました。



運輸部長による沖縄都市モノレール（株）への査察（那覇空港駅）